

## 1 改定の基本的な考え方

### 1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、施行時特例市以上の市に策定が義務付けられているもので、区域の温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための目標や施策を定めるものです。

本市においては、2030年度を計画期間として策定しており、今回の改定で計画期間の変更は行いません。

### 2 改定の理由

厚木市カーボンニュートラルロードマップを策定することにより、2050年カーボンニュートラルを実現するために必要なCO2の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標が定められることとなります。

そのため、2030年度までの行政計画である本計画も厚木市カーボンニュートラルロードマップと整合し、目標達成のために実施する取組を示す必要があるため、改定するものです。

また、2021年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法の一部改正に対応するための改定も同時に実施します。

## 2 目標値の改定

### 1 2030年度CO2削減目標

カーボンニュートラルロードマップで示す目標と同じ目標に改定します。

全体の目標を50%削減に改定するほか、部門別の削減目標を新たに定めます。

【全体の目標】

現目標	改定目標
27%	50%

【部門別削減目標】

部門	2030年	
	CO2排出量 t-CO2/年	削減目標 %
産業	316,510	45.7
業務その他	255,366	57.3
家庭	153,676	52.0
運輸	205,740	46.2
廃棄物	32,658	21.0
合計	963,950	50.0

### 2 再生可能エネルギー導入目標

カーボンニュートラルロードマップで示す目標と同じ目標に改定します。

全体の目標160MWに改定するほか、設置場所別の目標を新たに定めます。

【全体の目標】

現目標	改定目標
52MW	160MW

【場所別設置目標】

単位: MW

設置場所	既設	新設	合計
事業所	10	65.5	75.5
家庭	19.5	20	39.5
土地(遊休地等)	14	31	45
合計	43.5	116.5	160

## 3 将来像及び施策体系

現計画で掲げている将来像は、継続します。

なお、施策の柱の2「脱炭素社会の推進・循環型都市の実現」は、「省エネルギーの推進・循環型都市の実現」に変更します。

また、施策は、家庭・企業など対象別に再構成することで、誰が何をすべきかを明確にします。

さらに、公共施設に対する施策は、別計画で推進するものですが、本計画にも記載することで、行政が率先して取り組むことを明確にします。

※具体的な取組は別紙参照



## 4 促進区域の設定

### 1 促進区域について

2021年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法の一部改正により、地方公共団体実行計画に市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域を設定できることとなりました。

地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進するため、促進区域を設定します。

### 2 促進区域の考え方

本市の再エネポテンシャルが、建物系の太陽光であることを考慮し、次の様に設定します。

【再エネ種類】 太陽光発電  
【対象】 建物の屋根及び建物の敷地内の土地

ただし、建物のうち住居については、厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内とします。

また、地域森林計画対象森林、土砂災害危険箇所等、促進区域から除く区域を指定します。

厚木市の再エネポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	631	MW
		849,408	MWh/年
	土地系	209	MW
		279,922	MWh/年
	合計	841	MW
		1,129,330	MWh/年
風力		15	MW
		30,729	MWh/年
中小水力		0.2	MW
		1,446	MWh/年
合計		856	MW
		1,161,506	MWh/年

## 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 取組一覧【改定後】

柱	柱の目標	施策	施策の目標	取組 ※赤字は新規又は修正・再構成したもの
再生可能エネルギーの導入促進	160MW	①家庭における再生可能エネルギーの導入	20MW増加	太陽光発電及び蓄電池の導入支援 太陽光発電及び蓄電池の共同購入の推進 家庭向けPPAの普及促進 卒FIT電源の有効活用 購入電力の再生可能エネルギー化の促進 積極的な情報提供
		②企業における再生可能エネルギーの導入	65.5MW増加 (公共施設分含む。)	自家消費型太陽光発電の導入支援 PPAの普及促進 バイオマス等多様な再生可能エネルギーの導入支援 再生可能エネルギーの共同設置の検討
		③公共施設における再生可能エネルギーの導入	公共施設の50%に設置	市の率先的な取組の実施
		④土地(遊休地等)における再生可能エネルギーの導入	31MW増加	適正な再生可能エネルギー設置の推進 ソーラーシェアリングの推進
省エネルギーの推進・循環型都市の実現	804,705t-CO2削減	①家庭における省エネルギーの推進	133,266t-CO2削減	断熱改修の支援 ZEH化の推進 LCCM住宅の普及 省エネルギー家電への買換え促進 電化の促進(エネファーム含む)
		②企業における省エネルギーの推進	502,173t-CO2削減 (公共施設分含む。)	ZEB化の推進 ガス化、電化の推進 コージェネレーションシステムの設置推進 高効率機器の導入促進 カーボンニュートラルプラットフォームの活用 カーボンニュートラルネットワークによる施策の検討
		③公共施設における省エネルギーの推進	公共施設の70%をLED化	市の率先的な取組の実施
		④脱炭素まちづくりの推進	160,602t-CO2削減	コンパクトプラスネットワークの推進 スマートタウンの推進 自動車のEV化の推進 公共交通の利便性向上 公共交通の利用を促進する普及啓発の実施 再配達防止促進 自転車の利用促進と環境整備 円滑な道路体系づくり
		⑤ごみの減量化・資源化の推進	8,664t-CO2削減	3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化 事業系ごみの更なる減量化・資源化 食品ロス削減の推進 プラスチックの資源循環の推進

柱	柱の目標	施策	施策の目標	取組 ※赤字は新規又は修正・再構成したもの
二酸化炭素吸収源の整備	吸収量1.3倍	①森林整備の推進	-	森林の維持管理の推進
				厚木市産木材の活用促進
				公共施設への県産木材活用の推進
				間伐材等の活用検討
		②緑地保全と緑化の推進	-	森林整備・管理の人材確保
				屋上・壁面緑化等の推進
				緑地の保全
				敷地内緑化等の推進
		③農地の保全	-	緑化意識の高揚
遊休農地の解消				
市民農園の推進				
ライフスタイルの変革	地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合100%	①カーボンニュートラルの理解向上	-	市内農業の活性化
				脱炭素型農業の推進
				スマート農業の推進
		②環境教育・環境学習の充実	-	カーボンニュートラルロードマップの普及
				COOL CHOICEの推進
				カーボンニュートラルの周知啓発
		③国、県と連携した取組の実施	-	学校教育におけるカーボンニュートラル教育の推進
				環境学習講座の実施
				エネルギー教育の機会創出
				国、県事業への同調

## 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 取組一覧【現計画】

柱	柱の目標	施策	取組
再生可能エネルギーの導入促進	52MW	①再生可能エネルギーの導入支援	住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援
			バイオマス等多様な再生可能エネルギーの導入支援
			ソーラーシェアリングの推進
			再生可能エネルギー技術開発の支援
			卒FIT電源の活用検討
		②再生可能エネルギーに関する情報提供	市保有データの積極的な情報提供
			再生可能エネルギー設置者の声の収集及び公開
			市内事業者製品の普及促進
		③再生可能エネルギー設備の適正な維持管理	再生可能エネルギーの適正管理の推進
太陽光パネル廃棄方法等に係る情報の収集及び提供			
脱炭素社会の推進・循環型都市の実現	327,000千kWh (市内家庭での電力消費量)	①COOL CHOICEの推進	COOL CHOICEの普及
			再配達防止
			家電買換えの促進
			地産地消の推進
			省エネ機器導入の促進
			電気自動車の普及促進
			電気自動車によるカーシェアリングの検討
		②脱炭素まちづくりの推進	環境配慮型の市街地整備
			公共交通の利便性の向上
			サイクルアンドバスライドの推進
			公共交通の利用を促進する普及啓発の実施
			自転車の利用促進と環境整備
		③ごみの減量化・資源化の推進	市内の円滑な道路体系づくり
			ごみ減量化・資源化の推進
			3R運動の推進
			事業系ごみ対策の推進
			ごみの減量化・資源化の公表
			廃食用油回収の拡大 せん定枝等の活用

柱	柱の目標	施策	取組		
二酸化炭素吸収源の整備	102ha (森林整備面積)	①森林整備の推進	厚木市産木材の活用促進 公共施設への県産木材活用の推進 間伐材等の活用検討 森林の維持管理の推進 森林整備・管理の人材確保		
		②緑地保全と緑化の推進	屋上・壁面緑化等の推進 緑地の保全 敷地内緑化等の推進 緑化意識の高揚		
		③農地の保全	遊休農地の解消 市民農園の拡充 市内農業の活性化		
		ライフスタイルの変革	地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合90%	①温暖化に対する意識の向上	地球温暖化に対する社会情勢の啓発 地球温暖化が引き起こす環境の変化理解向上
				②環境教育・環境学習の充実	子どもに対する環境教育 環境学習講座等の実施 エネルギー教育の充実 多様な環境教育の推進
				③国、県と連携した取組の実施	国、県の事業への同調

令和4年11月 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会  
会長 海老澤 模奈人

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について（答申）

令和4年7月21日付けをもって諮問のありました厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。



厚木市地球温暖化対策実行計画  
（区域施策編）の改定について  
答 申

厚木市環境審議会

令和4年11月 日





## 答 申

厚木市は、令和3年2月にゼロカーボンシティを表明し、厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にも2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを長期目標に掲げた。

その後、我が国は、2030年度の温室効果ガス削減目標を従来の26%から47%に大幅に上方修正し、カーボンニュートラルを目指す姿勢を明確に示した。

厚木市においてもカーボンニュートラル実現のための道筋を示すために厚木市カーボンニュートラルロードマップの策定に着手した。その中で、カーボンニュートラルを実現するために必要な2030年度におけるCO<sub>2</sub>削減量や再生可能エネルギーの導入量が示されるため、並行して地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の必要が生じたものである。

同計画は、2030年度の目標を確実に達成するために必要な取組を示すことが必要であり、厚木市カーボンニュートラルロードマップで示される目標達成に実現性を持たせる重要なものである。

一方で、CO<sub>2</sub>の削減は、一地方公共団体の取組だけで行っていくものではない。

パリ協定（2015年12月採択、2016年11月発効）では、産業革命以降の気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えることを目標として掲げ、世界各国に削減目標の提出・更新を義務付けており、それぞれの国が対策を講じている。

我が国においても地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定のほか、脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100か所実現し、それを伝播させる脱炭素ドミノなど積極的な取組が展開されている。

また、経済界では、ESG投資の潮流に基づき、多くの大企業が自らの事業活動におけるカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、元請けに対してCO<sub>2</sub>削減要請を強めており、下請け企業に対しても波及することが予想されている。

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定においては、そのような背景を意識し、行政の取組だけでなくあらゆる主体の取組を訴えるものとしなければならない。

示された案は、このような考えを的確に捉え作成されたものと言えるほか、意見交換会を実施するなど、厚木市が積極的に進めている、市民参加・市民協働の理念を確実に取り入れているものと評価できる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、周知や取組を実施する中でいかされることを望む。

## 1 将来像及び施策体系について

「市民協働で目指す脱炭素社会」を継続することは、改定前から2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを長期目標に置く本計画において一貫性がある。

施策体系については、計画改定と同時に策定される厚木市カーボンニュートラルロードマップを意識し、家庭、企業、行政といった主体ごとに再構成したことにより分かりやすくなっている。

## 2 目標について

### (1) CO<sub>2</sub>削減目標について

2030年度までに達成しなければカーボンニュートラルを達成できないという国の目標である2013年度比46%削減を上回る50%という目標を掲げたことは評価できる。

一方で、目標の達成は市のみならず、国、県の取組も必要不可欠であるため、積極的に国や県と連携し、必要に応じて支援を求める働き掛けをするなどし、市民に対しても市単独の資源により達成するものではないことを周知されたい。

また、市民に対しては、市として目標達成のために予算が必要であることについて、十分に理解を求められたい。

### (2) 再生可能エネルギー導入目標について

現在約44MWの太陽光発電を2030年度に160MWにするという目標は、2050年に400MWが必要になることからのバックキャストिंगであることは理解が得られるものとする。

しかしながら、現状を考慮するとかなりの促進策が必要になると考えられるため、国、県の協力を得ながら進められたい。

また、市民にとっては、太陽光発電を設置する費用負担が生じることから、実現可能性に疑問を持たれることも考えられるため、市内に太陽光発電のポテンシャルが十分にあることを周知し、設置費用を低減させる策も同時に検討されたい。

## 3 取組について

### (1) 再生可能エネルギーの導入について

これまでは、売電のメリットにより導入が進んできたが、今後は、太陽光発電と蓄電池の設置を推進し、自家消費を中心とした導入策を進められたい。

また、太陽光については発電以外にも熱利用が有効であるため、導入策を検討されたい。

## (2) 企業向けの取組について

CO2 排出量は、産業部門、その他業務部門合わせて全体の 7 割近く占めており、集中的に対策する必要があるため、重点的に検討されたい。

また、製造業などは使っている油をガスに変えることで CO2 の排出量が減るため、電化だけでなくガス化も有効である。その際に、補助金の要件として削減された CO2 をクレジット化してそれを市が活用するなど新たな仕組みを検討されたい。

## (3) 二酸化炭素吸収源の整備について

森林吸収は年数が掛かり、土地が限られていることを考慮し、吸収固定する方策についても検討されたい。

また、吸収源対策として記載される農業の取組の中において、田んぼにおけるメタンの排出を抑える方策なども考慮されたい。

## (4) 取組の実施について

取組の実施に当たっては、市の予算を使うことについての必要性の理解を求められたい。

## 5 促進区域について

地球温暖化対策推進法の改正により設定が可能となった促進区域について、厚木市の再生可能エネルギーのポテンシャルにおいて、建物の屋上・屋根の太陽光発電が大部分を占めることから、建物の屋根及び敷地を促進区域に設定することは理解できる。

しかしながら、区域外の設置を推奨しないと誤解されないよう慎重に表現されたい。

特に、高い再生可能エネルギー導入目標を掲げる中において、農地におけるソーラーシェアリングの推進は有効であると考えられることから、推進策を講じられたい。

## 6 その他

新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻など、経済活動に大きな影響がある状態を基にした推計は正確なものにならない可能性がある。

また、今後、二酸化炭素排出権取引の制度化や革新的な技術開発など将来の数値に大きな影響を与える事象が生じた場合には、柔軟に見直すなど適切に対応されたい。